

新型コロナウイルス感染症に関する特例について

今般の新型コロナウイルスの流行について、本来入院により治療すべきところ、医療機関等の要請により、在宅（入所施設）等で隔離、療養する方が発生すると考えられることに鑑み、これらの方を入院と同等の扱いにし加入者の便宜を図る。

この特例の具体的な取り扱いについては、下記のとおりとし、今回の新型コロナウイルス感染症のみの適用とする。

記

1. 対象者

- ①新型コロナウイルス検査において陽性の判定を受けた者。
- ②①の判定を受け、保健所又は医療機関より在宅での隔離・療養の指示を受けた者。
(入院された者については従前のとおり)

2. 給付範囲及び金額

- ①付添看護給付金（A・Bプラン共通）
 - ・疾病の形態から原則付添が付くことが困難と推察されることより給付の対象としない。
- ②差額ベット（Bプランのみ）
 - ・自宅または施設での療養になるため、差額ベット費用は発生しない。
 - ただし、国、地方自治体等が設置する軽症者等ための隔離施設を利用し、かつ、利用料が発生した場合は、1日につき3,000円までの実費を給付する。
- ③入院諸費用（Bプランのみ）
 - ・1日につき1,000円を給付する。ただし加入年度期間中において30日を限度とする。
 - また30日の給付を受けた者が、期間内において別の疾病で入院した場合には、入院諸費用の給付は行わない。
 - ・支給の開始日は、ウイルス検査の陽性判定を受け、隔離・療養の始まった日。終了日は、保健所もしくは医師が隔離の解除を指示した日または、保健所もしくは医師の指示を受け、保護者、施設等において、実際に隔離を解除した日
- ④入院一時金（Bプランのみ）
 - ・ウイルス検査の陽性判定を受け、隔離・療養の始まった初日に5,000円を支給する。
 - ・互助制度活動運営規程第5条4項の規定に準じ、③における給付日数が限度日数に達した以降の入院については、給付を行わない。

3. 給付に必要な書類

- ・新型コロナウイルス検査が陽性であるとわかる書類の写し。
(検査結果報告書、隔離命令書等保健所・医療機関の発行するもの)
- ・隔離を解除する旨の通知書【写し】

- ・書類等が揃わない場合は、県育成会まで連絡してください。

4. その他

- ・申請書の記載要領

請求事由（傷病名）・・・新型コロナウイルス感染症

医療機関・・・入所施設名・自宅

備考欄に隔離した期間を記入。3の隔離を解除する旨の通知日と一致しなくても可。

実際に隔離を行った期間を記入してください。

- ・対象期間

令和2年4月1日から当該ウィルス禍が終了するまで